

自治労通信

デジタル版

【特別企画】

公益通報者保護法と地方公務員

自治労顧問弁護士 小川正

能登半島地震による被災自治体のメンタルヘルス状況

自治労石川県本部 委員長 宮鍋 正志さん

【学習シリーズ】

地方財政入門（第6回）

地方財政の自治の大切さ

—お金の使い方は身近なところで決めよう—

地方自治総合研究所 副所長 飛田 博史

機関紙教室 伝えることは作ること（第7回）

読みやすい機関紙へ（後編）

～取材、情報整理、見出し、校正など～

有限会社エディット 代表取締役 水谷 一生さん

【寄稿連載】

憲法をどう使うか？（第33回）

野次に対する有形力行使の適法性

—札幌駅前事件

東京都立大学 法学部 教授 木村 草太さん

「自治労通信」の終刊にあたって

自治労 総合企画総務局長 八巻 由美

2024

11月

No.818

公益通報者保護法と 地方公務員

自治労顧問弁護士 小川 正



「公益」を守るため、不正を正すために、自らに火の粉が降りかかるリスクを背負ってでも通報する者を守るべき公益通報制度。3月に起きた兵庫県の事件が通報者を守りきることができなかったことは、多くの組合員の関心を集めた。本稿では、制度全体に地方公務員の視点を加え、兵庫県の事件の具体例とともに小川弁護士に解説いただいた。公務職場における公益通報、そして労働組合の関与について、改めて考えたい。

公益通報者保護法と地方公務員

公益通報者保護法（以下「法」という）とは、その名のとおり公益通報者を保護する法律である。そして法は、

「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効

及び（小さな併合的連結）

不利益な取扱いの禁止等」

並びに（大きな併合的連結）

「公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等」

を定めることにより、

- 公益通報者の保護を図るとともに、
- 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、

もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的としている（法1条）。

すなわち法は、①労働者である公益通報者の保護規定と②事業者などの措置義務規定を定めている。

そして法は、一般職の地方公務員にも適用される。法9条に特別規定があるが、それは公益通報を理由とする懲戒処分はすでに地方公務員法によって禁じられているというものに過ぎない。

ただ法15条（事業者からの報告の徴収及び助言、事業者への指導及び勧告）および同16条（勧告に従わない事業者の公表）は地方公共団体には適用されない。

法における公益通報者の保護要件

「公益通報」とは、①労働者等が、②役務提供先の不正行為を、③不正の目的でなく、④一定の通報先に通報することをいう。

法は、公益通報者とは公益通報をした者をいうとして、公益通報者として保護されるための3つの要件を定めている（以下、通報者が役員である場合を除く）。

第1に通報の主体は、労働者・退職者（但し、通報の日前1年以内に勤務先で働いていた者に限る）であ

ること。

第2に通報対象事実は、法の別表が対象とする多数の法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為若しくは過料（行政罰）対象行為、又は最終的に刑罰若しくは過料（行政罰）につながる行為であること。

第3に3つの通報先に応じた通報対象事実の要件を満たすこと。

すなわち、3つの通報先に応じて保護を受けるための通報対象事実の要件が異なる。

①内部通報－事業者（例えば勤務先市役所）内部への通報を行おうとする場合（法3条1号：1号通報）

通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料すること

②行政機関への通報－権限を有する行政機関への通報を行おうとする場合（法3条2号：2号通報）

以下(1)または(2)のいずれかの要件を満たす場合

(1)通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（※）があること

※単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容が真実であることを裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述など、相当の根拠が必要となる。

ちなみに、後述する兵庫県県民局長事件で県知事は、県民局長によるマスコミへの通報はこの要件を満たさず、公益通報の保護を受けないとしている。

(2)通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料し、かつ次の事項を記載した書面を提出すること

- ・通報者の氏名または名称、住所または居所
- ・通報対象事実の内容
- ・通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料する理由
- ・通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

③報道機関などへの通報－その他の事業者外部（例えばマスコミ）への通報を行おうとする場合（法3条3号：3号通報）

通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（上記の②(1)）があり、かつ次の(1)～(6)のいずれか1つに該当すること

(1)事業者内部（役務提供先等）または行政機関に公益通報をすれば、解雇その他不利益な取り扱い

いを受けると信ずるに足りる相当の理由があること

例：以前、同僚が内部通報したところ、それを理由として解雇された例がある場合

(2)事業者内部（役務提供先等）に公益通報をすれば、通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、または変造されるおそれがあると思料するに足りる相当の理由があること

例：事業者ぐるみで法令違反が行われている場合

(3)事業者内部（役務提供先等）に公益通報をすれば、役務提供先が通報者について知り得た事項を、通報者を特定させるものであると知りながら、正当な理由がなくて漏らすと思料するに足りる相当の理由があること

例：以前、同僚が内部通報したところ、通報受付担当者が社内全員に通報者名を周知したことがあったが、適切な再発防止策がとられていない場合

(4)役務提供先から事業者内部（役務提供先等）または行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求されたこと

例：誰にも言わないように上司から口止めされた場合

(5)(6)略

このようにして、内部通報（1号通報）→行政機関への通報（外部通報1：2号通報）→報道機関などへの通報（外部通報2：3号通報）という順に通報対象事実の要件が厳しくなっている。特に報道機関などへの通報（外部通報2：3号通報）を行うときは、通報対象事実の要件を満たしているか十分な検討が必要である。

法における公益通報者の保護内容

上記の保護要件を満たす公益通報者は次のような保護を受ける。以下の保護は、内部告発である場合はもちろん外部告発の場合にも及ぶ。

1 解雇の無効

公益通報をしたことを理由として事業者（当該労働者を自ら使用するものに限る。第9条において同じ）が行った解雇は、無効とする（法3条）。

2 解雇以外の不利益取り扱いの禁止

事業者は、その使用し、または使用していた公益通報者が第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給、退職金の不支給その他不利益な取り扱いをしてはならない（法5条）。

3 損害賠償の禁止

事業者は、第3条各号および前条（注：法6条（役員に関する規定））各号に定める公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない（法7条）。

地方公務員については、上記1と上記2にからんで、「第3条各号に定める公益通報をしたことを理由とする・・・一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、法第3条から第5条までの規定にかかわらず、・・・地方公務員法の定めるところによる。」とされ、「この場合において、・・・事業者は、第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律（地方公務員の場合は地方公務員法）の規定を適用しなければならない。」（法9条）とされている。

これは法制定の前から地方公務員法において、公益通報をしたことを理由とする一般職の地方公務員に対する免職その他不利益な取扱いが禁止されていることを確認したものとされている。

すなわち、以下の地方公務員法の規定を適用して、第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の地方公務員に対して免職その他不利益な取扱

いがされることのないようにしなければならない。

地方公務員法

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

したがって、仮に地方公務員が公益通報を理由に懲戒免職などの不利益処分を受けたときは、法3条や法5条違反ではなく、地方公務員法27条、29条違反などを理由としてその取り消しを求めることとなる（民間労働者の場合は、法3条違反を理由に（解雇以外の）懲戒処分の無効確認や懲戒解雇を無効として地位確認などを求めることになるう）。

どちらにしても、通報者が不利益を受けた場合は通報者がその費用と負担で訴訟を提起せざるを得ない。これでは公益通報に消極的となろう。

事業者などの措置義務

1. 事業者（例えば市）は、公益通報対応業務従事者を設置することが義務づけられている。

すなわち事業者は、内部公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、およびその是正に必要な措置をとる業務に従事する者（「公益通報対応業務従事者」という）を定めなければならない（法 11 条）、その公益通報対応業務に従事者は、個人として「正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。」（法 12 条）とされている。

ちなみに行政機関の適当な措置義務（法 13 条）の定めがあるが、これは「当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報」（外部通報：2号通報・3号通報）があった場合の規定で、内部通報（1号通報）に関する法 12 条とは異なる。

2. 内部告発に関する公益通報対応業務従事者の設置に関しては、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号、以下指針という）、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（令和 4 年 6 月 1 日消費者庁、以下ガイドラインという）がある。

後者では以下のとおり（抜粋）とされている。

2. 通報対応の在り方

(1)内部公益通報対応体制の整備及び運用

①各地方公共団体は、内部公益通報を部署間横断的に受け付ける窓口（以下「内部公益通報受付窓口」という。）を設置し、当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。なお、責任者は幹部とする。

②各地方公共団体は、法、指針及び本ガイド

ラインにおいて求められる事項について、内部規程（条例を含む。）を作成し、また、当該規程の定めに従って運用する。

③以下略

(4)範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底

①各地方公共団体は、職員等（法第 2 条第 1 項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②においても同じ。）が公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

②各地方公共団体は、職員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行うことを防ぐ措置をとる。

③①及び②に加え、各地方公共団体は、秘密保持及び個人情報の保護のために次の事項を徹底する。

ア. 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならないこと。

イ. 通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

(6)通報対象の範囲

各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口では、以下の通報を受け付ける。

ア. 当該地方公共団体（当該地方公共団体の事業に従事する場合における職員等（法第 2 条第 1 項に定める「代理人その

他の者」を含み、退職者は除く。)) についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各地方公共団体において定める事実

(7)通報者の範囲

①内部公益通報受付窓口では、職員等のほか、当該地方公共団体の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。

②各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口では、①に掲げる者のほか、当該地方公共団体の住民等からの通報も受け付けることができる。

この場合の通報対応の手続については、法、指針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が別に定める。

(8)匿名による通報の取扱い

各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行う。この場合、各地方公共団体は、通報者との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備する。

4. 通報者等の保護

(1)通報者等の保護

①各地方公共団体は、職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②においても同じ。）が、通報者等に対し、不利益な取扱いを行うことを防ぐ措置をとる。

②各地方公共団体は、通報者等に対し不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。範囲外共有や通報者の探索を行った職員等、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員等及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員等についても同様とする。

このようにしてガイドラインでは公益通報者に関する秘密保護が強調されている。これは、公益通報があった場合、事業者内では通報の内容より誰が通報したかが問題となるからであろう。

そして、このガイドラインに応じて各自治体において内部通報などに関する要綱などが作成されている。しかし、問題はその要綱などによって公益通報者を現実的に保護できているか否かであろう。

地方公務員における公益通報者保護の実態

ここでは、現実の問題となった2つの事例を紹介し、その問題点を指摘する。

1. 京都市児童相談所職員事件（京都地判令1・8・8懲戒処分取消請求事件（労働判例1217号67頁）

被告京都市の職員であり市の児童相談所に勤務していた原告（52）が、公益通報の前後に行ったとされる、勤務時間中に虐待を受けたとされる児童のデータを繰り返し閲覧した行為や同データを自宅に持ち出したうえに廃棄した行為等を理由に停職3日の懲戒処分を受

けたことにつき、その取り消しを求めた事件である。

判決は、懲戒理由とされた各行為のうち懲戒事由に該当する非違行為といえるのは本件持ち出し・廃棄行為に限られるところ、本件持ち出し行為は内部通報に付随する形で行われたものであって、その原因や動機において強く非難すべき点は見いだしがたく、本件廃棄行為もその動機や目的においてことさらに悪質性が高いとまではいえず、原告にはこれまで懲戒処分歴が存在しないことや原告の良好な勤務態度といった事情からすれば、本件懲戒処分は社会通念上著しく妥当を欠きその裁量権を逸脱または濫用した違法があるとし

て、原告の請求を認容し本件懲戒処分を取り消した（大阪高判令2・6・19労働判例1230号56頁は京都市の控訴棄却）。

なお、京都地判では「被告では、本件要綱（乙36）において公益通報者保護法所定の通報対象事実又は同法別表掲記の法律以外の法令違反の事実に係る通報を内部通報と定め、公益通報者保護法上の公益通報よりも広い範囲で、本件要綱上の内部通報をいわゆる公益通報として処理する仕組みを採るところ、原告が公益通報として行った上記通報は、平成27年3月23日に、公益通報者保護法上の公益通報には該当しないものの、本件要綱上の内部通報として受理された（1回目の内部通報。甲30）。」「原告は、平成27年6月23日のE弁護士からの電子メールで、1回目の内部通報に対する調査結果として、「児童相談所は、×××月に、初めて当該女子児童の×××から×××の相談を受けたのであって、×××月以降、断片的に×××の相談があったにもかかわらず、放置した事実はない。よって、上局に対する報告も、事実を隠蔽したものである。」など、Y市児童相談所の対応に不適切な対応はなかった旨の回答を得た（甲31・8頁）。」「原告は、1回目の内部通報に対する平成27年6月23日のE弁護士による回答に納得していなかったところ、×××が逮捕されたことや、Y市児童相談所の内部的な対応に不満を抱いていたことから、もう一度、1回目の内部通報と同様の内容で、Y市の公益通報処理窓口であるE弁護士に対して再度の公益通報を行うことにした。」とされている。

本件で問題なのは、内部通報（1号通報）は懲戒理由とはされなかったものの内部通報の証拠を持ち出したことなどが懲戒理由とされたことである。内部通報にあたっては、法上「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料すること」（法3条）が保護要件とされているものの、通報対象事実の立証はいずれ必要となる。もちろん、地方公務員については法3条の保護要件の規定にかかわらず、地方公務員法が適用されるが、通報対象事実の立証は必要となろう。

そうであれば、法も資料収集・持ち出しについて免責する規定を設けるべきであろう。公益通報者保護制度検討会中間論点整理（令和6年9月2日）でも次のとおりとされている。

証拠となる資料がなければ、通報先に対して、公益通報者が見聞きした不正行為の存在を証明することができないが、公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為が事業者による解雇や懲戒等の対象となるのかどうか明確ではなく、公益通報を躊躇する要因になっている。このため、公益通報のために必要で社会的相当性を逸脱しない限り、資料収集・持ち出し行為が免責されるよう規定を設けるべきとの意見があった。

なお、京都地判令5・4・27損害賠償請求事件（D1-Law.com判例体系）で、上記原告が市から受けた懲戒処分は違法だとして、市に損害賠償を求めた訴訟で、判決は市に上記事件の弁護士費用など約220万円の損害賠償を命じた。

2. 兵庫県県民局長事件（役職はいずれも当時のもの）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/g_kaiken20240807.html

県民局長が「斎藤元彦兵庫県知事の違法行為等について（令和6年3月12日現在）」という書面（「本件文書」という）を作成し、同年3月12日にマスコミ、県議会等に送付した。本件書面には7項目の事実が記載されており、公選法違反事実などが記載されていた（ただし、公職選挙法違反事実は、法の別表が定める法律に該らない）。そして、本件文書の最後に「この内容については適宜、議会関係者、警察、マスコミ等へも提供しています」とある。

すなわち県民局長は報道機関などへの通報（外部通報2：3号通報）を行った。当初、作成者が不明であったため、当局は通報者の特定作業を進め作成者を県民局長と特定し、本件文書の核心的部分が事実ではないなどとして本件文書の作成配布などを理由に人事異動をなし、さらに停職3月の懲戒処分を発令した。知事によれば、県民局長が本件文書は「噂話を集めて作成した」と弁明したとのことであった。なお、県民局長はこの懲戒処分発令の前に県に対し内部通報（1号通報）を行っていた。

知事は、2024年8月7日の記者会見（上記HP参照）において、マスコミ等への通報は外部通報（3号通報）にあたるものの、そこで指摘された事実は法に

定められた法律に反する犯罪行為ではなかった、しかもその事実を真実であると信じるに足る相当な理由はなく、法によって保護を受けられる外部通報ではなかったとし、人事異動と懲戒処分を正当化した。なお、県に対する内部通報（1号通報）については適法と認めたが、懲戒処分などは内部通報以前の虚偽文書の作成配布に対するものであるとした。

本件で問題となるのは、県民局長が最初に報道機関などへの外部通報を行った点である。ちなみに、県民局長は当初の段階では公益通報者保護法を知らなかった疑いがある。

3号通報が公益通報として保護されるためには、前述のとおり厳しい要件を満たす必要がある。すなわち「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由があり、かつ、以下の(1)～(6)のいずれか1つに該当すること」との要件を満足しなければ法による保護を受けられない。

記者会見での県知事の指摘はさておき、本件について3号通報にあたるとの見解を表明している弁護士などからも「以下の(1)～(6)のいずれか1つに該当すること」という要件を満たしているとの指摘は一切ないようである。

つまり県民局長による3号通報は、法によって保護を受けられる公益通報ではなかった。

しかし、地方公務員の場合は、第3条各号に定める公益通報をしたことを理由とする免職その他不利益な取扱いの禁止については、法3条の「解雇は無効とする」旨の規定にかかわらず、地方公務員法が適用されるのであるから、以上とやや異なる説明になる。

事業者すなわち地方公共団体（本件では兵庫県）は、第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の地方公務員に対して免職その他不利益な取り扱いがされることのないよう、地方公務員法の規定を適用しなければならないとされている（法9条）。しかし、法第9条の規定も法第3条各号に定める公益通報をした場合の規定であり、法第3条各号に定める公益通報でなければその適用はない。

したがって、本件では県民局長は地方公務員法による保護も受けることはできなかった。

つまるところ、県民局長が最初に県への内部通報をしていれば、その要件を満たすとして地方公務員法に

よって人事異動や懲戒処分を防げた可能性が指摘できる（ただし、本書面記載の7項目が通報対象事実（法の別表が対象とする多数の法律・命令に違反する犯罪行為若しくは過料（行政罰）対象行為、又は最終的に刑罰若しくは過料（行政罰）につながる行為）であることが前提である）。

次に問題となるのは、公益通報者の特定作業が行われたことである。ガイドラインでは「公益通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という）を行うことを防ぐ措置をとる」とされている。

しかし、ここでいう公益通報者は内部通報者に限られている。法11条1項は「事業者は、第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし・・・」とし、2項は「・・・第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。」としている。前記指針も下記のとおりとしている。ちなみに法第3条第1号は内部通報に関する規定である。

記

第4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第2項関係）

1 事業者は、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

(1)内部公益通報受付窓口の設置等

内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口 to 寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。

いずれにしても、県民局長はまず県への内部通報（1号通報）をすべきであったこととなろう。

そして、地方公務員が自治体業務に関して公益通報を考える場合、原則として報道機関への通報（3号通報）ではなく、内部通報（1号通報）あるいは行政機関への通報（2号通報）を検討すべきであろう。

また、内部通報（1号通報）を行う場合でも、公益通報者に対する懲戒処分などを避けるため職員組合を通じての公益通報も検討すべきであろう。

公益通報者保護法の改正

2024年5月7日開催の第1回公益通報者保護制度検討会で「今般、令和2年の改正法の施行から一定期間が経過したことから、近年の公益通報者保護制度を巡る国内外の環境の変化や改正後の公益通報者保護法の施行状況を踏まえた課題について検討を行うため、有識者により構成する「公益通報者保護制度検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和6年中をめどに取りまとめを行う。」とされた。そして、令和6（2024）年9月2日には公益通報者保護制度検討会中間論点整理が発表され、同年10月2日には第5回検討会が開催され、公益通報者保護法の改正準備が進んでいる。

上記の中間論点整理（令和6年9月2日）によれば、「事業者内で重大な法令違反を目撃した場合、労働者等が公益通報を躊躇又は断念する主な要因は、

- ・誰に相談・通報したら良いのか分からないこと
- ・上司や同僚などに公益通報者の身元が特定され、不利益取扱いを受ける懸念があること
- ・公益通報をしても、利益相反のない独立した立場で適切な調査が実施されない懸念があること

であり、令和5年度の消費者庁の各種実態調査結果からもこのことが裏付けられている。」というのであるから、これらの改善が急務であろう。

ちなみに、日弁連は2024年8月22日、検討会に対して下記のような「公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書」を提出している。ここでも公益通報者の保護が不十分との認識からその改善が求められている。

記

公益通報者保護法（以下「法」という。）について、以下のとおり更なる改正及び制度の充実を図ることを求める。

- 1 通報者に対する不利益取扱いをしたことに対する行政措置及び同行政措置に従わない場合の刑事罰を設けるべきであり、さらに、不利益取扱いをしたことに対する直接の刑事罰を設けることを検討すべきである。
- 2 公益通報をしたことを理由として行った解

雇その他不利益な取扱いについて、因果関係の立証責任を事業者に転換する法律上の規定を設けるべきである。

- 3 保護される公益通報のための資料収集行為を理由とした損害賠償請求を一定の要件の下で制限する明文規定を設けるべきである。
- 4 通報者として保護される対象として「取引先事業者」を含めるべきである。
- 5 事業者の体制整備義務（法第11条第2項）違反に対する是正命令及び同命令違反に対する刑事罰を設けるべきである。
- 6 外部公益通報受付窓口の設置を推奨すべきである。
- 7 行政機関への通報（法第3条第2号。以下「2号通報」という。）について、以下のとおり政策面での対応及び改正をすべきである。
 - (1)労働者等にとって身近で有用な制度として事業者及びその従業員らに対して周知・啓発を図る政策をより一層充実させるべきである。
 - (2)法第3条第2号イが定める「公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所」の記載をしなければならないとの要件に代えて「継続的に連絡を取り合うことのできる連絡先」と規定し、匿名による通報も保護するよう改正すべきである。
- 8 報奨金制度等の公益通報にインセンティブを付与する制度を導入すべきである。

なお、地方公務員に対する公益通報を理由とする不利益取り扱いに関する法9条の改正は予定されていないようである。すなわち、公益通報を理由とする地方公務員に対する不利益取扱いは法3条の問題ではなく地方公務員法の問題であるとの規律は維持されるようである。

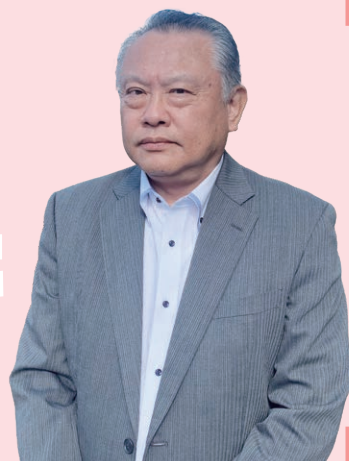
特別企画
2能登半島地震による
被災自治体のメンタルヘルス状況
自治労石川県本部

令和6年能登半島地震から11カ月が経過した。被災自治体では、中長期派遣職員の支援はあるものの、恒常的な職員の人員不足に震災復旧・復興業務が加わり、多忙によるメンタルヘルス不調が顕在化。発生予防と適切な対応が求められている。自治労石川県本部では、発災以降のメンタルヘルス不調などの実態を把握し今後の必要な対策の強化につなげるため、被災自治体単組の組合員を対象にアンケート調査を行った（P. 2～5に詳細）。県本部の宮鍋正志委員長へのインタビューとともに紹介する。

能登半島地震から
「もう1年」「まだ1年」
復興への長い道のりを、ともに

自治労石川県本部 委員長

宮鍋 正志 さん



—アンケートの結果の第一印象は？

宮鍋 予想以上に深刻でした。「辞めたいと思ったことがある」が6割とは。コロナ禍のときの医療従事者のアンケートでも「辞めたい」という回答が目立ちました。ただ今回は、その「理由」がやや違っていました。回答者自身の被災状況は調査項目には入れていませんが、自由記載欄に「家を失った」とか「被災して家族と離れ離れ」などの言葉が見られます。回答者自身も被災して大きなダメージを受けたことが大きかったようです。仕事のストレス、疲弊以外に、自分の家族の心配、将来への不安が大きく影を落としていることが明らかになりました。

—9月21日には能登半島に豪雨がおり、「二重被災」
となっています。

宮鍋 あの豪雨で、地震の土砂崩れでできた「土砂ダム」がすべて消失し、下流の被害が増したと言われていました。ようやく仮設住宅もできて避難所から転居

し、これから復興だというタイミングで、また元に戻ってしまったショックは大きいものがあります。豪雨以降、まだ奥能登にはオルグに入れていません。被災自治体の現場は大混乱で、「組合活動どころではない」状態です。10月16日にオルグに入る予定です。

—メンタルヘルス対策と人員不足の問題が今後の課題
とされていますが、どう取り組みますか？

宮鍋 長時間労働で、半年間休んでいないという組合員がいます。専門職なので代わる人がほかにいないからだと言います。過労死ライン越えが過半数という回答で、しかも長時間労働が特定の人に偏っているんです。管理職も「休みを取りなさい」と言うけれど、休めませんと言っていました。

人員要求での労使の対立はありません。当局も「人員が足りない。採用したい」と言います。だが「募集しても応募がないんです」と言うのです。特に技術職ですね。公務の人員不足は能登だけの問題ではなく全

国共通の問題です。国を挙げての政策対応を求めたいと思います。全国どこでも災害対応で大変な状況が発生している今、自治体相互の応援だけではとても対応しきれません。非常時にも対応できる人員体制を、国が責任を持って構築する必要があると考えます。

メンタルヘルスの問題は人員不足の問題とつながっています。相談窓口を設けても行きたがらない現状があります。深刻な状態の人ほど、相談窓口に行かない。「一度は全員一律に医師の面談を受けよう」というような仕組みを作るなど、相談を利用しやすいようにする工夫が必要でしょう。

市民からのカスタマーハラスメントが深刻です。カスタハラは「住民と当該自治体」という構図で起きており、当該自治体の働きかけだけでは解消が難しいので、県や国など、外部が関与する仕組みを作らねばと思います。

—今後に向けて、能登に思いを寄せている全国の自治労の仲間にメッセージをお願いします。

宮鍋 この間の自治労の仲間の支援に心から感謝します。今年元日の地震から1年近く経ちますが、とても「もう1年か」という気分ではなく、「まだ1年か」が実感です。今後、災害後2～3年の復興過程で起こるさまざまな課題について、東日本の被災地が経験した課題と当局への要求などの資料を県本部・単組で共有しながら、単組活動の再開を模索しているところです。人口減と過疎化・高齢化、地域の衰退、自治体の人員不足が全国的な問題ですし、大地震や豪雨災害などのリスクは、どこにでもあります。

能登の事態を「我がこと」とし、能登の復興への歩みに息の長いご支援をお願いしたいと思います。

(インタビュー：10月11日)

震災後「仕事を辞めたい」58.1% 人員不足による業務多忙、カスタマーハラスメントは深刻

能登半島地震による被災自治体における メンタルヘルス等に関する実態調査結果(一部抜粋)

【調査期間】2024年7月31日～8月14日

【調査対象】珠洲市職員組合、輪島市職員組合、七尾市職員労働組合、能登町職員組合、穴水町職員組合

【調査項目】3項目22質問

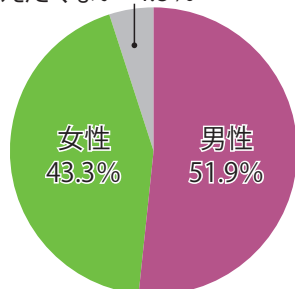
【回答者数】211人

1

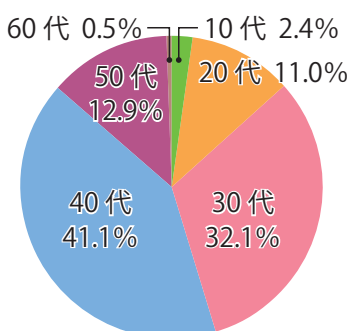
あなたご自身について

①性別

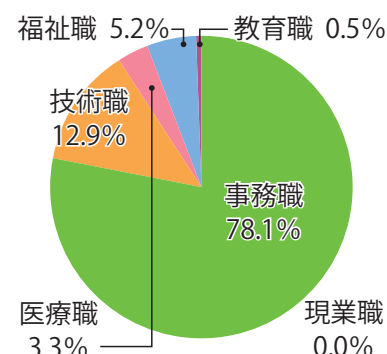
答えたくない 4.8%



②年齢



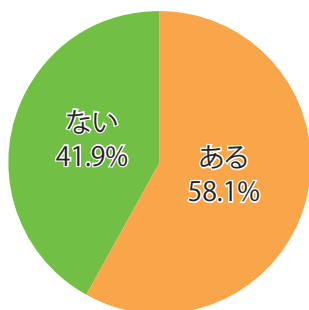
③職種



2

令和6年能登半島地震以降の状況について

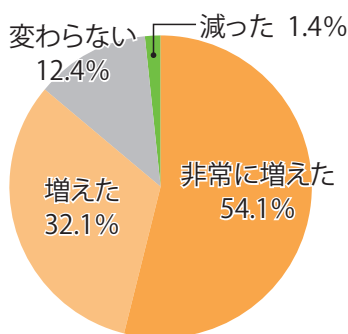
①地震以降、「仕事を辞めたい」と思ったことはありますか。



「ある」と答えた理由（一部抜粋）

- 家を失ったため
- 家族の介護など家庭内の事情及び仕事のストレス
- 住民からの苦情対応に疲弊
- 自分も被災している中、窓口や訪問時に住民から脅迫や暴言を受け、恐怖も感じ、仕事のモチベーションが一気になくなった
- 災害対応が激務（長時間労働、業務量の増加）
- 業務の締め切りに追われ、自分の時間が確保できない。家族のことが心配
- 能登に住み続けることへの不安

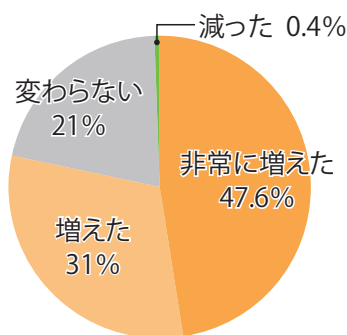
②業務量は増えましたか。



「増えた」と答えた理由（一部抜粋）

- 災害関連業務（避難所運営、避難者対応、現地確認・調査、復旧業務、災害に関する窓口・申請業務など）とそれに伴う事務作業の増加
- 2つの係を兼務し、通常業務に加えて災害対応業務を行うため
- 在宅高齢者の訪問事業やそれに伴う準備や集計、避難所や仮設住宅においての方のケア、巡回
- 災害対応業務が増えたが専門職であるため、他の人には任せることができない
- 苦情対応
- 元々の人材不足に加え相談対応や会議など、震災による業務が増えたため

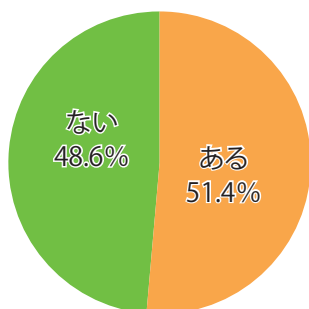
③労働時間は増えましたか。



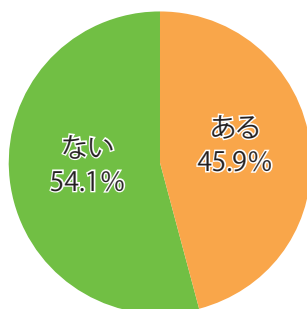
「増えた」と答えた理由（一部抜粋）

- 発災から4月までは震災対応受付業務や宿日直に交代であたっていたため
- 公費解体業務の兼務となったため
- 公費解体を行うのに所有権・相続権を確認する必要があり、そのために戸籍の請求が急増したため
- 被災者への保険料の減免対应用務、被災者の介護サービス費の減免対応
- 事務作業も増えたが、窓口や電話で長時間拘束される量が膨大になった
- 保健師・栄養士といった専門職員の不足
- 休日の避難所勤務など

⑤身体的不調はありますか。



⑥精神的不調はありますか。



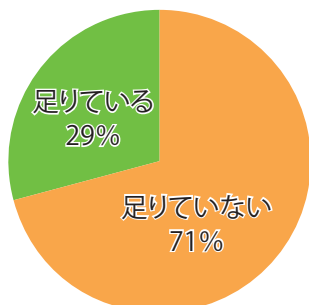
「ある」と答えた方は、症状や不調の原因を教えてください。（一部抜粋）

- よりネガティブな思考となった
- 仕事が心配で寝れない日が時々ある
- ふとしたことですぐ涙が出たり、悲しくなったりする
- 気持ちが不安定
- 仕事に行きたくない
- 家族に対する暴言が増えた
- 将来、余震の不安

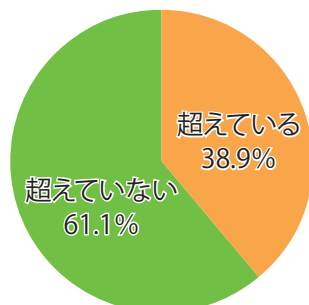
3

労働条件・職場環境について

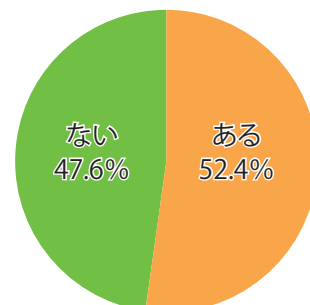
①職場での人員は足りていますか。



②時間外勤務は上限規制(原則45時間、年間360時間)を超えていますか。

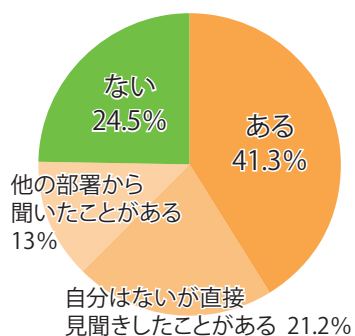


③時間外勤務が1月1日以降、過労死ライン以上※となったことはありますか。



※1ヵ月あたり100時間以上、または2～6ヵ月の平均が80時間以上

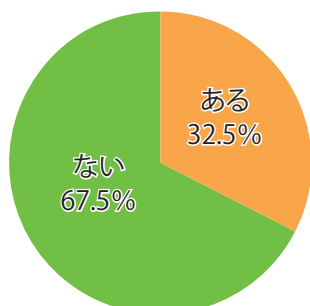
⑦住民からの執拗なクレームや不当要求行為(カスタマーハラスメント)の被害を受けたことはありますか。



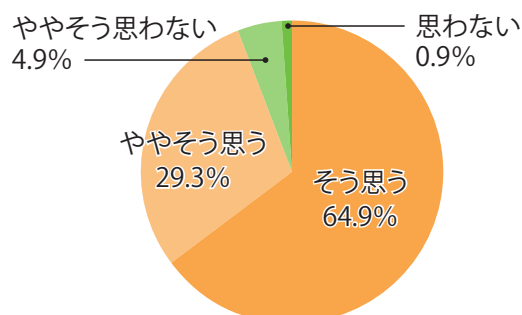
実際にあった被害の状況(一部抜粋)

- 窓口で大声、ばかやろう、殺すぞなどの暴言。住民の怒りのはけ口になっている
- 一方的に怒られる
- 行政への不満、制度への不満を延々と電話で話す
- 名札を撮影される。罹災調査の様子を録画される。炎天下や寒波の中、怒号を受ける
- 土下座強要された
- 「市長に言うぞ」と脅された
- 電話での罵声、恐喝のような言い方
- 職員も被災者であることを忘れていて。待ち時間が長くなりイライラして職員に八つ当たりする
- 長時間の窓口でのクレーム、叱責

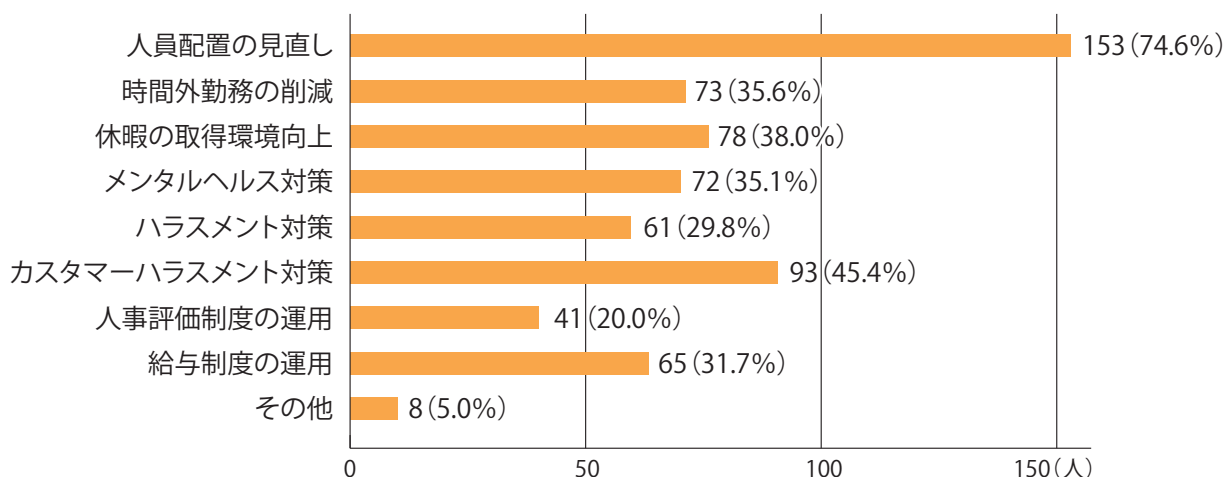
⑧住民からの執拗なクレームや不当要求行為(カスタマーハラスメント)の際の対応マニュアルや研修等がありますか。



⑨住民からの執拗なクレームや不当要求行為(カスタマーハラスメント)による復旧・復興への妨げになると感じますか。



⑩安心して働き続けるために組合として最も重視してほしい取り組みは何ですか。(複数回答)



現場の実態、県民の理解を

8月20日、アンケート結果について、石川県本部の宮鍋正志委員長（中央）、打出喜代文副委員長（左）、糸崎弥央書記長（右）が石川県庁で記者会見を行った。

宮鍋委員長は、「職員は自らも被災しながら復旧復興の最前線に立っている。疲弊は限界に達しており、現場の実態を広く県民にご理解いただきたい」と述べた。

自治労石川県本部による総括

今回の実態調査から、様々な問題の根幹には現場の「人員不足」があることが明らかになった。行財政改革による削減は一段落したものの、市町村合併による職員数の減や複雑化・多様化する業務に加え相次ぐ災害対応等から、人員不足による業務量や時間外の増大が休職者・退職者を生み、さらに残された組合員への負担となる悪循環を生んでいる。

現場からは「人員に余裕のある自治体なんて今どきない。他の自治体の応援頼みでは対応しきれない」との声がある。公務職場の人員について、国が先頭となり全体で見直す時

がきている。

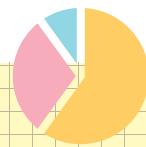
住民からの執拗なクレームや不当要求行為（カスタマーハラスメント）について、9割を超える回答者が復旧・復興への悪影響を感じている。一方で現場任せの対応となっており、法的対応も含め対応の強化が急務と言える。

また、職員の人員不足や業務多忙による心身の不調が危惧されることから、国、県、市町にアンケート結果を伝える場を設け、県市長会、県町長会および県市町支援課への申し入れなど、対策の強化に取り組みます。

連載

地方財政入門

第6回

**地方財政の自治の大切さ****—お金の使い方は身近なところで決めよう—**

地方自治総合研究所 副所長 飛田 博史

1年間にわたる地方財政入門シリーズも最終回となりました。今回はこれまでのシリーズを総括する意味も含め、真正面から「地方財政の自治」というタイトルをつけてみました。最近では地方自治や地方分権といった言葉を耳にしなくなりましたが、改めて自分たちでお金の使い方を決めることの大切さやその可能性についてお伝えしたいと思います。

歳入の自治・歳出の自治

地方財政の自治とはわかりやすく言えば、できるだけ身近な地方自治体（以下「自治体」という）で税金をはじめとする財源を確保し、その使い方をできる限り自分たちで決めることです。

地方自治体が担う公共サービスはまちづくり、教育、福祉、保健衛生、安全など多岐にわたっており、その歳出規模は一般会計ベースで国を上回っています。この中には国の法令にもとづき全国一律で実施する事業も多くありますが、地理的あるいは社会経済的に多様な条件をもつ地方自治体が、それぞれの住民の必要に応じてきめ細かに対応することが求められます。そのためには地方財政において国の仕事としてではなく、地方自治体の仕事として支出をする「歳出の自治」とこれを裏付ける財源の確保や使い道について自治体が自ら決めることができる「歳入の自治」の両方を高めていく必要があります。

地方分権改革の地方財政分野の成果

もう四半世紀前になりますが2000年4月に地方分

権一括法が施行（以下「分権改革」という）され、国と地方の上下・主従関係を象徴する機関委任事務が廃止され、対等・協力関係へと抜本的に改革されました。簡単に言えば国が地方行政に安易に口出しすることはできなくなり、一定のルール化が図られたわけです。分権改革では地方財政においてもいくつかの改革が行われました。主なものを紹介しましょう。

◆課税権の拡充**—独自税目の創設権および税率決定権の緩和**

自治体が課税について独自の決定権をもつことは、歳入の自治の重要な要件です。地方税の内容は法律で具体的な税目や課税対象、そのほか通常よるべき税率（標準税率）などが規定されており、自治体の課税における自由度には一定の制約があります。その中で分権改革を通じて自治体の課税権が拡充されました。

第一に独自の税目を創設する権限の拡充です。これは正式には「法定外税」と呼ばれるもので、法律に書かれた税目以外に自治体オリジナルの税を創設できる制度です。従来は国の許可制のもとで新税を創えることはかなり難しかったのですが、許可制から協議制に緩和され、一定の要件を満たせば原則課税できるようになりました。また、新たに課税の目的をあらかじめ決めて課税する法定外目的税も創設できるようになりました。

第二に税率決定権の緩和です。地方税の税目の3分の2程度は標準税率が法定されていますが、あくまで「標準」なので自治体が必要に応じてこれと異なる税率を設定することができます。ただし、以前は「特別の必要」がある場合に限り、税目によっては標準を超える場合（超過税率）に上限を設ける「制限税率」もありました。分権改革によって「特別の必要」がな

くても税率を変更することができるようになり、制限税率についても主要な税目で廃止されたり、上限が引き上げられたりしました。

◆借金の自由度の拡充 —許可制から協議制へ—

自治体は借金（地方債の発行）ができますが、お金が足りないからといってむやみに借金をすることは法律で禁じられており、施設整備などの公共事業や災害復旧などの一定の事業範囲に限られます。また、借金をする際に国がチェックする仕組みもあります。このチェックというのは、以前は「許可制」というもので借り入れ案件ごとに詳細に審査され、借金額や資金割り当てなども管理されました。これが分権改革によって「協議制」へと緩和され、協議を経て法律の範囲内で自由に借金ができるようになりました。なお、協議において国の同意を得ると金利の低い公的資金で資金調達できたり、借金の返済において一定の財源保障がついたりといった優遇はあります。それでも同意がなくとも借金が可能となりました。

◆意見提出権制度の新設・拡充 —一国にもの申す！—

シリーズ第4回（2024年7月／No.816）でご紹介した地方交付税算定の内容は、もっぱら国が設計するので自治体にとって不備な点がしばしば生じます。そこで分権改革以降、各自治体が地方交付税の算定方法について、総務大臣に意見を申し出ることができるようになりました（地方交付税法17条の4）。総務大臣はこれに対して誠実に処理し、その結果に関して地方財政審議会を通じて報告することが義務づけられています。

このほか戦後から法律で規定されている地方議会の意見書提出権（地方自治法第99条）については、従前の提出先である内閣総理大臣および関係行政庁に加え、国会が追加されました。

三位一体改革の成果

もう一つの地方財政の分権改革として重要なのは、小泉政権下で進められた三位一体改革です。これは2004年度から2006年度にかけて、国から地方への税源移譲、国の補助金の見直し、地方交付税の改革を一体的に行ったものです。その目的は国税を地方税に移

し、その一方で使い道に条件がつけられる補助金を削減し、地方税を増やして地方交付税の依存度を減らすことにより、地方財政における自治体の自立性と自己決定権を高めることでした。

改革の結果、所得税から個人住民税に3兆円が移譲され、これとの見合いも含めて4.7兆円の補助金が見直され、地方交付税は5.1兆円削減されました。税源移譲という成果を上げましたが、一方で地方交付税が大幅に削減され、これに大きく依存する町村がいわゆる平成大合併に大きく傾いたことを踏まえると、地方自治の改革としては功罪相半ばといえるでしょう。

改革の成果はどう生かされているか

法定外税や超過課税

こうした一連の改革は現在どのように生かされているのでしょうか。

最も注目されるのは法定外税の創設や超過課税です。これについては地方財政入門③「税金はお嫌いですか？」で其田さんが解説したように、都道府県、市町村とも実施自治体が多くみられるようになりました。最近の法定外税ではインバウンドを背景に観光施設整備などの財源として宿泊者に課税する「宿泊税」が増えています。また超過課税では森林や水源保全の財源確保を目的とするものが分権改革以降の特徴です。このほか必ずしも分権改革だけの成果ではありませんが、都道府県の大半、市町村の6割が法人への超過課税を行っています。

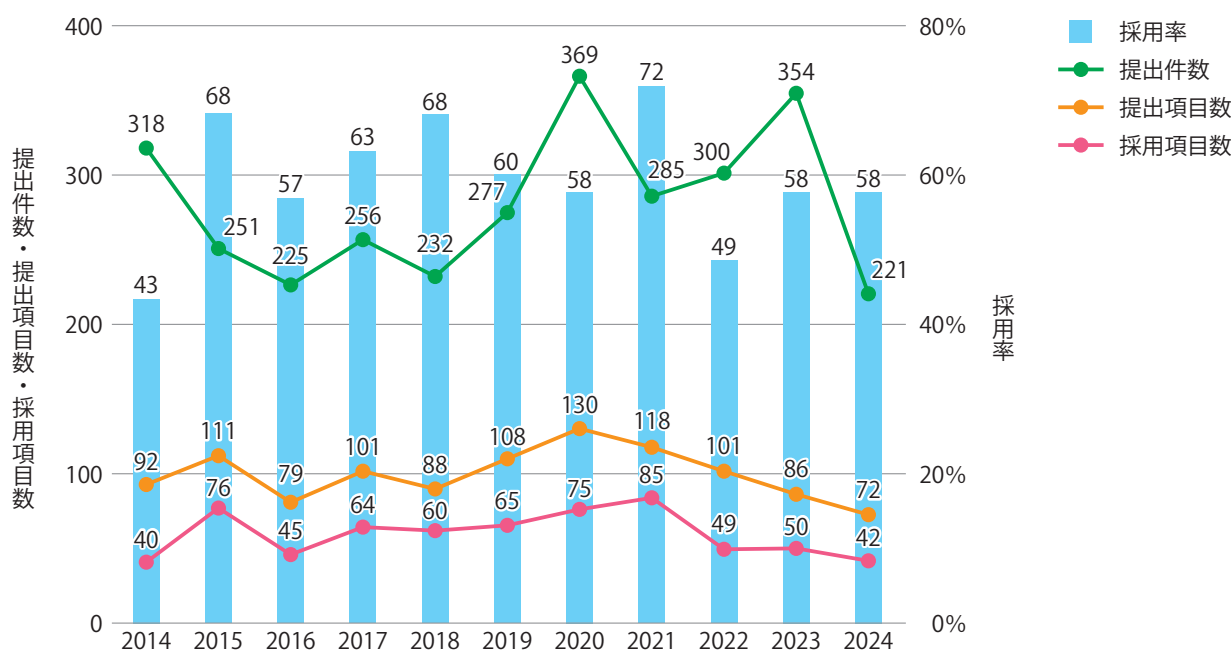
意見申出制度

地方交付税の算定に関する意見申出制度は発足以来、徐々に提出件数や項目数が増え、総務省の採用件数も比較的高い水準となっています。

図1は地方交付税で算定する経費項目の単価である「単位費用」に関する意見申出状況を過去10年間にわたって見たものです。

各折れ線グラフのうち「提出件数」は都道府県や市町村による申出件数、「提出項目」は自治体間の申出内容の重複分を整理した実質的な申出項目数、「採用項目」は総務省で採用し、次年度以降の算定に反映させた数です。また、右軸の棒グラフは提出項目に対し採用された採用率を表します。

図1 地方交付税法第17条の4にもとづく意見提出や採用状況(単位費用関連)



出所：総務省ホームページ「地方公共団体の意見申出制度」より作成

まず、提出件数は近年平均して300件程度で推移しており、提出項目でも100件程度に上っています。これに対する採用項目数は50～60件程度あり、採用率では平均して6割程度とかなり高い率といえます。

なお、図示していませんが、算定に用いられる「補正係数」についても単位費用を上回る数多くの意見が寄せられ相当程度採用されていることから、自治体にとっては有効な交渉手法といえるでしょう。

2024年度の一部採用を含む採用項目の具体的な内容をみると、「会計年度任用職員制度に対する勤勉手当の支給に伴う財政措置」「公共土木施設の維持管理に要する経費の充実」「私立学校助成費に係る単位費用の引上げ」などさまざまなものがあります。また、算定に反映しないものの引き続き検討を行う項目として一般職員や警察職員等の給与費関係などがあり、いずれにしてもこの制度を活用しないすべはないでしょう。

借金の権限

このほか、地方債の発行(借金)について分権改革以降手続きが簡素化したことなどが成果といえますが、国の同意のない借金を行った事例はありません。これは借金の権限が抑制されているというより、国の同意の枠内で財源が確保されているとみるべきでしょう。

地方財政の展望—向き合うこと—

少し細かい解説となってしまいましたが、総じて言えば分権改革によって地方財政における自治のツールはそれなりに整備され、一定程度活用されているといえるでしょう。しかし、独自課税や超過課税の対象はどちらかといえば来訪者や法人などが中心で、税をめぐって住民と向き合っているかといえ、いささか及び腰です。また、地方交付税による財源保障についても、先ほどの意見申出権などを通じて個別の自治体では声をあげていますが、国と地方全体で制度のあり方を議論しているかといえ、国への陳情に近い内容にとどまっています。

今後、人口減少社会において自治体が担うべき公共政策はおそらく増えていくでしょう。これに対応するためには、自分たちで用途を決めて支出できる地方税や地方交付税といった一般財源の確保が不可欠です。そのためには住民や国などと財源問題について一層「向き合って」いく必要があります。

税について住民と向き合う

税をめぐって住民(個人・法人)と向き合うことは首長にとっても、行政担当にとっても非常に厳しいでしょう。しかし、財政が「住民のためにすべきことは

何かを決め、そのための負担の水準をどうするか決める（量出制入）」（地方財政入門①）という考え方にもとづくならば、やはり住民と向き合うことは不可欠です。

自治体が住民と向き合って課税した例としては神戸市の「認知症神戸モデル」の財源確保があげられます。

図2は認知症神戸モデルの仕組みと超過課税についての説明です。

左側の診断助成制度では、まず、市が認知機能の検診・検査を全額負担し、その結果認知症と診断された場合、右側の事故救済制度で、認知症の人が賠償責任保険に加入した場合の保険料も市が全額負担するものです。近年、認知症の方の鉄道事故などで、遺族が莫大な賠償金を請求される事例が散見されます。こうした事故に対して備えるために公費負担で保険に加入してもらい万が一に備えようという仕組みです。

神戸市は仕組みに必要な財源確保として、個人市民税の均等割で年間400円の超過課税を実施しました。

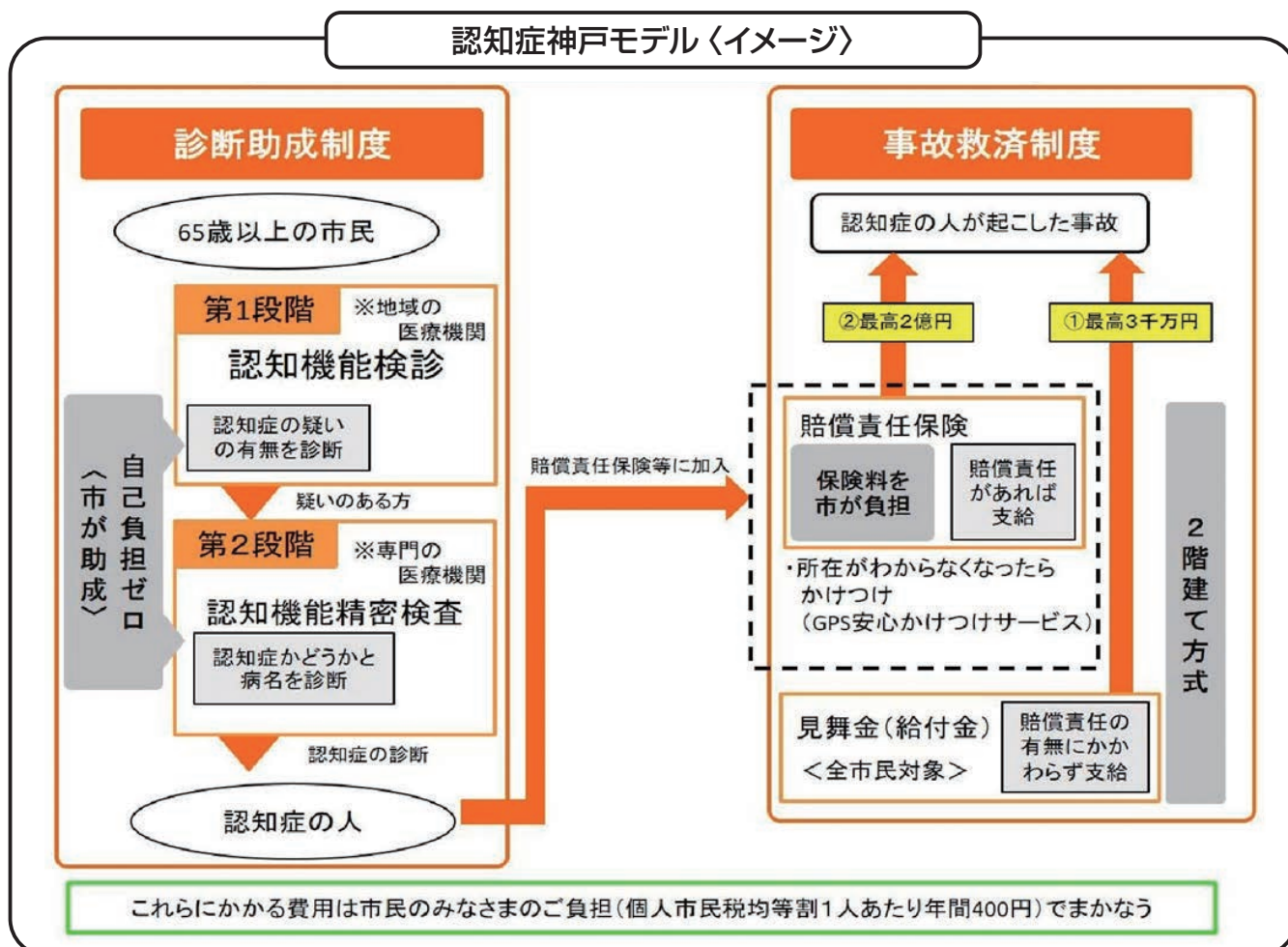
認知症は市民の誰もが直面し得る将来リスクであり、追加の税負担で少しでも安心が得られる政策だったからこそ、市民が超過負担を受け入れたのだと思います。このように神戸市の例は住民と向き合った課税のあり方として参考になるでしょう。

お金の使い方で住民と向き合う

もう一つ、歳出の自治に関わる事例として杉並区の区民参加型予算を紹介しましょう。自治体の政策はしばしば首長部局の独善で決定され、住民は住民で無関心のまま予算が使われることがあります。2022年7月に就任した岸本聡子杉並区長は「対話の区政」「みんなでつくるみんなのまち」をスローガンに、その政策の一環として区民参加型予算を導入し、政策や区財政を住民とともに考える取り組みを行っています。

図3は杉並区民参加型予算の概要です。左側のプロセスからみていくと、まず、区として主要な政策テーマの一つ掲げ、区民から具体的な事業の提案を募り、その内容を整理した上で、複数の提案事業から区民投

図2 認知症神戸モデルの仕組みと超過課税



出所：神戸市福祉局介護保険課

図3 杉並区民参加型予算の概要

区民参加型予算のプロセス



令和6年度区民参加型予算 投票事業一覧

投票番号	事業名	事業概要
1	防災井戸 知ろう、使おう、遊ぼう	防災井戸を活用した、子ども向けの水遊びイベントを開催。災害時の防災井戸の役割を知る機会とする。
2	区立公園で太陽光発電と蓄電をしよう	区立公園に太陽光パネル・蓄電設備及びソーラー園灯を設置。有事の際も持続的に点灯できるようにするほか、常時電源として活用する。
3	防災運動会を開催しよう	防災用品等を活用した種目で構成された運動会を実施。防災用品等に関する使用方法や知識習得の機会とする。
4	LEDソーラー街路灯給電スポットを駅前広場に設置しよう	人が集まる駅前広場にソーラー街路灯を設置。有事の際も持続的に点灯できるようにするほか、非常用電源として活用する。
5	エレベーター用備蓄品を設置し、地域の見守りを強化しよう	マンションエレベーターの防災キャビネット購入費用の一部を補助。合わせて、防災や地域のたすけあいネットワークに関する資料を配布し、防災意識等の向上を図る。
6	演劇を通して防災について考える	東日本大震災を題材にした演劇の公演を実施。区民が防災について考える契機とする。
7	水害対策にグリーンインフラを活用しよう	区立公園に雨庭、雨水タンクを設置する体験型フィールドワークを開催し、グリーンインフラの気運醸成を図る。
8	防災デイキャンプを開催しよう	防災用品・震災救援所備蓄品・起震車・訓練用消火器・煙体験ハウス等を使用した防災訓練をデイキャンプ形式のイベントとして開催。地域防災力の向上を図る。
9	防災コミュニティをつつて地域別のタイムラインをつくらう	水害常襲地域の方を対象に防災ワークショップを開催。各地域の実情を話し合い、意見を出し合うことで、地域に対応したタイムラインを作成し地域防災力の向上を図る。
10	防災士資格試験料等の助成制度をつくらう	地域防災コーディネーター養成講座の拡充及び防災士の資格取得費用を一部補助。地域防災力の向上を図る。

出所：杉並区ホームページ資料を加工

票により事業を選択し、これを予算化して区議会で議決をするという流れになります。なお、区では事前に、政策テーマに関する理解を深めるため区長も参加する住民ワークショップを開催しています。

2024年度のテーマは防災・減災でした。応募件数は83件でこのうち10件が図3の右に示される投票事業の候補となりました。なお、提案事業は1事業2千万円までとなっており、全体の事業規模も区の予算の1%未満なので、決して議会をないがしろにしているわけではありません。あくまで区の政策を予算も含めて区民とともに考えていくことが主旨です。

参加型予算は緒に就いたばかりで投票率は低調ですが、少しずつ区民の意識が変わっていくことを期待したいと思います。

国と向き合う

地方税や地方交付税を含む地方財政全般の制度運営

は、やはり国の法制度や政策に依存せざるを得ません。だからこそ国と地方が対等な立場で制度全般について議論する場が必要です。

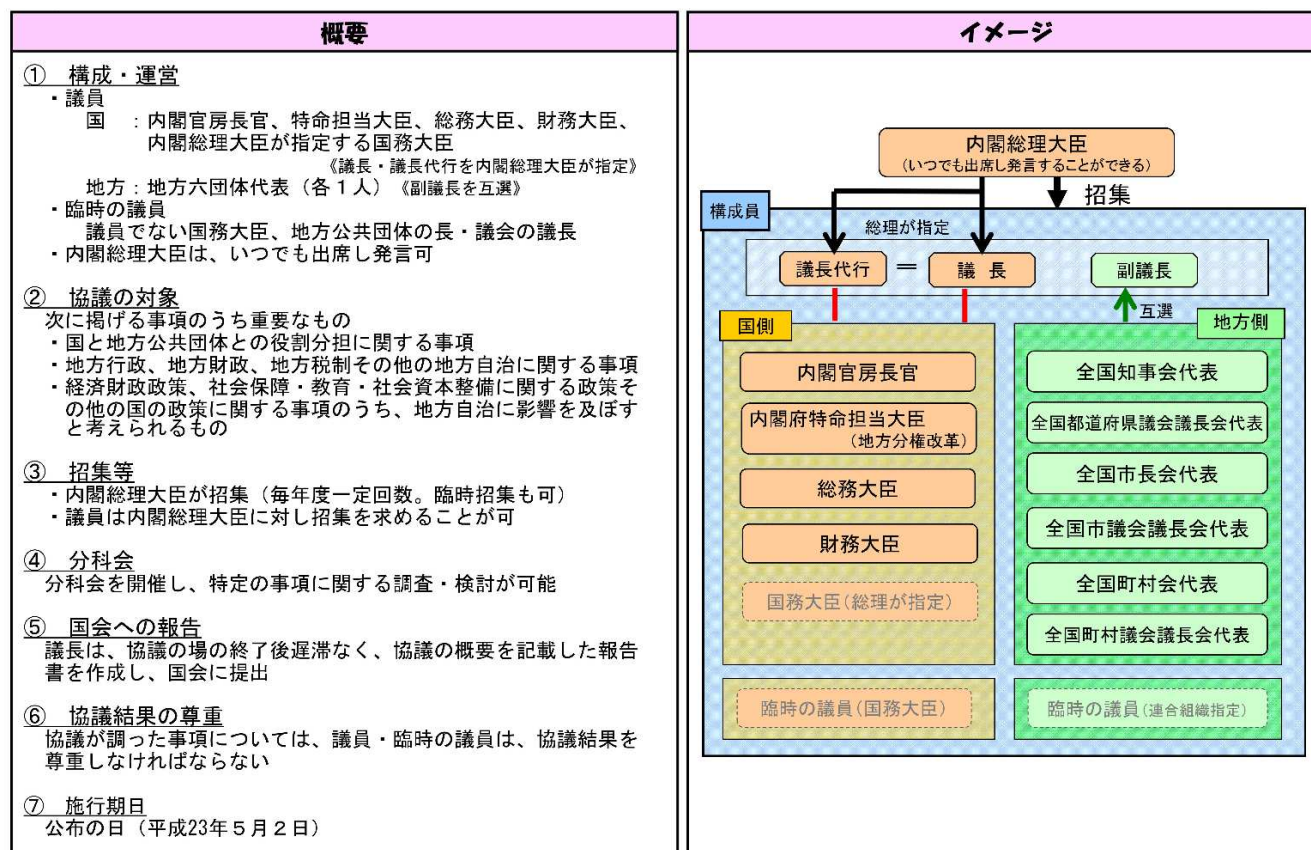
この場として2011年に法制化された「国と地方の協議の場」を紹介したいと思います。図4は制度の概要です。

構成は、国側は内閣官房長官を筆頭に所管大臣が出席し、地方側はいわゆる地方六団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）の代表が出席します。また内閣総理大臣も出席や発言は許されています。

協議対象は国と地方の役割分担や地方行財政、その他地方自治に関することなど多岐にわたる協議が可能です。

この協議の場は議決機関ではないのですが、協議結果を国会に報告し協議が調った事項について参加者は

図4 国と地方の協議の場の概要



出所：内閣府ホームページ

尊重義務を求められます。

協議は内閣総理大臣が招集しますが、逆に出席議員は何らかの協議案件があれば、総理に求めることができるため、例えば地方六団体が地方交付税制度の充実や国が過度な口出しをしてくる案件があれば議論の俎上に載せることができます。

この仕組みを使って積極的に国と向き合うことも地方財政の自治を高める有効な手段だと思いますが、残念ながら近年の協議の場は国の政策に関する報告の場にとどまっており十分活用されているとはいえません。

おわりに

今後、人口減少社会が進み、公共交通の維持、買い物難民の顕在化、コミュニティ機能の低下など今まで見えなかった地域ごとの課題が、自治体政策の俎上に

あがってくることが予想されます。これらに対応するには国の全国一律の政策では限界があり、やはり自治体ごとに工夫して政策を作りあげることが必要で、そのために自らの自治体で財源の使い方を決める余地を充実させていく地方財政の自治がより一層重要になると思います。

其田さんとともにリレー方式で6回にわたり地方財政についてさまざまなテーマで解説してきました。地方財政は複雑でなじみのない世界かもしれませんが、実は私たちの暮らしに最も近い存在であることを少しでもわかっていただければ幸いです。地方財政についてはまだまだお伝えしたいことがあり「またお目にかかりましょう」と締めくくりたいところですが、なんと本号をもって『自治労通信（デジタル版）』が終刊となります。改めて自治労関係者の新たな企画に期待しつつ、とりあえずシリーズを終えたいと思います。1年間ご愛読いただきありがとうございました。

連載

機関紙教室

伝えることは、
作ること

第7回

(最終回)

読みやすい機関紙へ (後編)

～取材、情報整理、見出し、校正など～

9月号の前編では、機関紙の本文を中心に、記事(文章)の書き方について説明しました。本連載最終回の後編では、取材、情報整理、見出し、リード、キャプション、推敲、校正などのポイントについて解説します。これらのポイントを意識するだけでも、読者が理解しやすい機関紙に変身させることが可能です。従来の機関紙をブラッシュアップしましょう。



有限会社エディット
代表取締役
水谷 一生

5 取材の仕方(大会、集会など)

機関紙における取材は主に2種類に分けることができます。特定の人にインタビューするケースと、大会や集会などのイベントに参加してその情報を入手するケースです。ここでは、より頻度が高いと思われる後者に絞って解説します。

(1) 事前情報の入手

前号でも触れましたが、記事に必要なのは5W1Hです。イベントが始まる前、あるいは始まったらすぐ、次の情報をメモしておきます。

- A 日時
- B 場所(市区町村、建物名、部屋名など)
- C イベントの正式名称および略称
- D 進行プログラム
- E 掲載予定人物の氏名、肩書き、席次など

CとEについては写真に残しておくことで安心です。また、配付資料やウェブサイトの情報を入手しておく、記事を書く際の重要な情報源となります。

イベントを通して録音しておくという方法も考えられますが、長時間にわたる場合や録音禁止の場合は適していません。状況によって判断しましょう。

(2) メモの取り方

記事化を前提にイベント参加する場合、メモを取ることは必須です。見る・聞くことをすべてメモするのは無理ですが、記事に反映する部分はできるだけ詳しくメモします。そのためには、イベント参加の前

に、記事内容を想定しておくことが大切です。

① メモすべきこと(事前情報を除く)

- 参加人数(大人数の場合はおおよそで可)
- 時刻(節目節目でメモします)
- 議題、テーマ
- 発言者、発言内容
- 参加者の様子や反応

② 速くメモするコツ

書く速度よりも話す速度のほうが速いので、メモはスピードとのたたかいです。以下に留意しましょう。

- 略語や記号を使う
 - ➡自治労なら「J」、県本部なら「KH」など
 - 「～のため」「～の後」「～によって」は「→」など
- 名詞と動詞を優先する
 - ➡話の筋にあまり影響しない接続詞・形容詞・副詞は捨てても構いません。
- ひと呼吸置く
 - ➡発言と同時にメモを取り始めると無駄な言葉をメモしてしまうので、ひと呼吸置きます。

(3) 写真撮影

写真撮影も取材の重要な要素です。後で困らないように、少なくとも次のことは留意してください。

- 事前にカメラの設定を予習しておく
- 多くの枚数を撮る
 - ➡数を打てば当たります。

- 正面、左右（斜め）両側面を撮る
 - ➡どんな紙面レイアウトでも対応できるように。
- 「寄り」と「引き」の両方を撮る

- ➡遠慮せず、発言者の近くでも撮影を。
- じゃまな物が写り込まない工夫をする
 - ➡撮影場所を変更するなど。

6 情報の整理

記事を書く前には情報源となる情報の整理をします。この情報整理は非常に重要です。もしかすると、望ましい記事を書けない原因は情報整理にあるかもしれません。情報源の論理を正確に理解していないと、理解しやすい記事は書けないことを肝に銘じましょう。

(1) 情報源の関係性を考える

情報整理で最も大切なことは、情報源の中の一つひとつの内容について**関係性を把握**することです。例えば、次のような情報を元に記事を書くとします。それぞれの内容はどのような関係性でしょうか？

情報源の例

※下記の例はフィクションです。

政府が、国民世帯の平均所得を発表。昨年度の90%を下回ったという。物価高が続いている昨今、国民の経済事情はますます悪化すると危惧している。

なかでも、平均所得が最も下降したのはC県である。C県は夫婦共働き世帯の割合が多いため、企業等からの給与収入が減ったと推測される。一方、昨年度よりも最も上昇率が高かったのはD県。農業が盛んなD県では、野菜類の品種改良が功を奏した形だ。

経済評論家のE氏は、「景気回復が望めない現状を考えると、この傾向はしばらく続くだろう」と警鐘を鳴らしている。

上記の内容を箇条書きで整理すると次のようになります。

情報源の解釈

政府が市民世帯の平均所得を発表

<発表内容>

- 昨年度の90%を下回った
 - ➡結果、国民の家計が悪化する可能性あり
- 都道府県別の例
 - 下降率最小 C県
 - 理由：給与収入が減った（推測）
 - 上昇率最大 D県
 - 理由：野菜類の品種改良が成功

<発表内容に対するコメント>

○この傾向はしばらく続く

理由：現状では景気回復が望めないため
(経済評論家E氏による)

必ずしも箇条書きにまとめる必要はありませんが、少なくとも頭ではこのように理解しておきます。その整理の適切度によって、皆さんが書く記事の仕上がりは大きく変わります。「書くこと」ばかりに気を取られず、「読み取ること」も重視しましょう。

(2) あらすじを考える

執筆前のもう一つの大事な作業として、あらすじ検討があります。あらすじとは、文章の大雑把な筋道のことです。機関紙の場合は、**論理の展開**と言い換えてもいいでしょう。あらすじがしっかりしていれば、文脈がぶれないため、理解しやすい記事に近づきます。

あらすじ検討のポイント（前号参照）

- ストーリーを1本にする
- 「概要→本論→結び」または「概要→結論→詳細解説」の構成にする
 - ➡概要はリードで書いても構いません。
- テーマ（話題）ごとにグループ化する
 - ➡小見出しづけや段落分けにも活用できます。
- 前後の文との関係性を考える
- あらすじをメモする

上記はすべて大事ですが、とくに最後の「あらすじをメモする」ことは非常に重要です。なぜなら、あらすじを確認しながら執筆しないと、ついつい横道に逸れてしまいがちだからです。逆に、細かく書き出しておけば、「文章を書きながら文脈を練る」という行き当たりばったりの苦勞をしなくて済みます。

7 見出し、リード、キャプション

(1) 見出しの役割

見出しには、主に次の役割があります。

A 瞬時に記事の概要がわかる

B 読者が本文を読みたくなる

では、そのためにはどうすればいいのでしょうか？

Aのためには5W1Hが必要です。ただ、5W1Hのすべてを見出しにする必要はありません。その記事の中で「なくては理解できないWH」「重要なWH」を優先してください。例えば、自治労定期大会の報告記事を書く場合、どのような見出しをつけますか？必要最低限の情報として「自治労」「第〇回定期大会」「開催」という文言が必要だと思われます。

しかし、Bの役割を考えると、上記だけでは不十分です。読者が読みたくなるためには、何らかの情報を追加する必要があります。その情報は、本文から**特徴的な文言**を「抜き出す」ことが基本です。本文の「要約」ではありません。要約は読者の心を動かさないからです。できるだけ関心を引くキーワードを抜き出しましょう。

見出しに盛り込む情報例

- なくては理解できないWまたはH
- 本文中で価値（ニュース性）の高い言葉
 - ・名称（団体名、イベント名、人名、地名など）
 - ・数字（人数、金額、時間など）
 - ・結果、目標、留意事項など

(2) 見出し作りのポイント

①複数本に分ける

見出しは必ずしも1本である必要はありません。時々、「〇月〇日、〇〇〇〇〇セミナーで〇〇〇〇〇をめざして〇〇〇〇を学ぶ」のような見出しを見ることがありますが、冗長です。読まなければ理解できない見出しは、上記Aの役割に反します。そうした場合は、「1本に1情報」を基本として複数本に分けましょう。例えば次のような具合です。

6/21 自治労全国情宣セミナー

インパクト強いビラづくりに挑戦
市民の理解促進にむけて

②無駄な文字を削除する

無駄な文字があると、テンポが悪くなり、インパクトも薄れます。その代表格が「助詞」です。助詞を省くだけで望ましい見出しになります。

×賃金の格差是正を求めて集会を開催

○賃金格差是正を求め集会開催

わずか2～3文字を省くだけでもテンポが良くなります。文字を減らすことで、文字サイズを大きくすることにもつながります。また、「について」「対して」「を行う」など、あまり意味のない文言も削除対象の候補です。

③さまざまな視点から考える

皆さんの頭の中には、「見出しとはこういうもの」という固定観念がありませんか？意識はしていなくても、知らず知らずのうちにそうなりがちです。そのため、「見出しをつける力を養いたい」と望む人は、固定観念を払拭することから始めましょう。手っ取り早い方法は「真似」です。周辺にある新聞や雑誌を開いて、そこに掲載されている見出しパターンを自組織の機関紙にあてはめてみましょう。そうした作業を繰り返していると、見出しづけが自然に上達していくはずです。

④「無難」「自粛」は敵

情宣担当者になったばかりの人は、「先輩にならって従来どおりに作る」ことが大きな課題になっていることと思われます。しかし、「従来どおり」が必ずしも正しいとは限りません。

読む気がそそられない見出しは、多くの場合、「従来のトーンに沿った見出しをつけなければ」と、**無難な文言に自粛**してしまっている結果だと思われます。その自分の気持ちを敵だと考えてはどうでしょうか。

⑤見出しのNG

「!」「!!」は原則的にNGです。「これを知ってほしい」という気持ちはわかりますが、押しつけがましく、逆に読者が冷めてしまう可能性があります。また、使用頻度が高くなると、安っぽくなってしまいます。

(3) 長い記事にはリードをつける

比較的に長い記事の場合は、リードをつけることをお勧めします。リードとは、主見出し類と本文の間に置く、数行の導入文のことです。記事で取り上げる内容

に関して、基本的な5W1Hを書きます。

リードをつけるのが望ましい理由は、**全体概要を示す**ことができるからです。それにより、記事構成「概要→本論→結び」の「概要」を、リードだけで済ませられます。つまり、本文を「本論」から始めることができるので、わかりやすい構成になるのです。

(4) キャプションも大事な情報

写真にはキャプション（簡単な説明文）をつけるのが原則です（具体性のないイメージ写真は除く）。もしつけていなければ、今後はつけるようにしましょう。

キャプションも重要な情報だからです。

望ましいのは、情報密度が高い（少ない文字数に多くの情報が詰まっている）キャプションです。下の例では、**C**が最も望ましいと言えます。**D**は情報量が多いように見えますが、「△△大会の冒頭で」「全参加者にむけて」は情報としてあまり意味がなく、冗長です。

- A ××委員長
- B 発言する××委員長
- C ○○○を訴える××委員長
- D △△大会の冒頭で××委員長が全参加者にむけて「○○○○○○しよう」と発言した

8 仕上げにむけて

(1) よく推敲する

原稿ができ上がったら、最低でも2回以上は推敲しましょう。推敲のタイミングは、**書き上げた日の翌日**がベターです。1晩寝ると、「この記事最高」などという自分の思い込みを弱められるからです。プリントアウトをして推敲するとより効果的です。記事を初めて読む人になったつもりで、読み返しましょう。

推敲の主なポイント

- 長くて読みにくい一文はないか
＝すらすらと読めるか
- 初めて読む人でも意味がわかるか
- 読者に誤解されそうな箇所はないか
- 前後の文との関係性は適切か
- 「てにをは」や接続詞は適切か
- 見出しの文言は最適か

(2) 校正のポイント

① 校正の原則

レイアウト後に行う校正においても、いくつかのポイントがあります。とくに、修正指示（赤字）に従って他者が修正する場合は、次の2点を心がけましょう。

- 誰が見てもわかりやすく修正指示を書く
- 自分が最終校正者のつもりで責任を持つ

修正指示が読みにくいと、修正者のミスを誘います。もし修正者が赤字を見落とししたり、間違ったりしたら、その原因は校正者にあるかもしれません。**赤字は「大きく」「見やすく」**書くべきです。ベテランになると「小さい字でもしっかり読めよ」などと横柄になりがちですが、他者の仕事を増やすだけの弊害です。

また、「？」や「～のほうがいいのでは」などの記述は校正とは言えません。それは相談です。紙に書くのではなく、口頭で相談してはいかがでしょうか。

② 表記統一ルールの策定

「および」か「及び」か、「わかる」か「分かる」かなど、同じ意味でも人によって表記が異なる単語がいくつもあります。そうした表記揺れが混在しないようにすることを「表記統一」と言います。誰が書いても表記統一するように**ルールを決めておく**とベターです。

プロの校正者は、「**記者ハンドブック**」（共同通信社）などの市販本を基準としています。ただ、機関紙にそぐわない表記もあるため、市販本に準じない表記だけ、エクセルなどにまとめて共有しておくとう便利です。

A D V I C E

他者に改悪されたときは

皆さんの現場でありそうな問題点としては、上位者などから「こう直せ」と、修飾語をふんだんに追加されるなどの改悪指示がなされた場合でしょうか。そんなときは、指示どおりには直さず、自分なりに読みやすく改善して、「少し難しい表現だったので表現を変えてみましたが、いかがでしょうか」などと提案してみることをお勧めします。理解しやすい文章に改善できていれば、文句は言われなと思うのですが……。

憲法をどう使うか？ 第33回

今回とりあげるのは、2019年の参議院選挙の際に札幌駅前で起きた事件だ。この事件について、発生当時は報道も多くあったが、その判決についてはあまり知られていない。一つ一つの「行為」をもとに、野次（ヤジ）や公権力、表現の自由とは何かを考えたい。

野次に対する有形力行使の適法性 ——札幌駅前事件



東京都立大学
法学部 教授
木村 草太さん

©岩沢蘭

はじめに

札幌駅前で行われた選挙演説の場で、聴衆が野次を飛ばし、警察官によって強制排除された。排除された聴衆が警察を訴え、損害賠償請求の一部が認められた。

この件に関する報道は多く、論評もされている。しかし、判決の内容は意外と知られておらず、誤解に基づく論評も少なくない。今回は、この判決の内容を紹介し、検討してみよう。

1 事案の概要

まず、事案の概要を確認しよう。2019年7月15日、安倍晋三首相（当時）がJR札幌駅前で、参院選の自民党候補の応援演説をした。現役首相の演説に多くの聴衆が集まり、多数の警察官が警備にあたった。

X 1は、聴衆が多く集まっている場所で「安倍辞めろ」「帰れ」などと大声で連呼した。これに対して、周囲からは「うるさいぞ」などと声が上がり、聴衆の一人だった訴外Aは、動画撮影を妨害されたと腹を立て、X 1を腕で押してよろけさせた。警察官はX 1と周囲の聴衆とのトラブルを警戒し、腕をつかむなどして、X 1を聴衆

から離れた場所に移動させた（行為①）。

その後、X 1は演説場所から離れようと移動した後、突然、演説車両のある方向に向けて走り出した。警察官らは、X 1が安倍氏らに危害を加えるおそれがあると判断し、腕をつかんで移動させた（行為②）。さらにもう一度、X 1は演説車両に近づき、「安倍辞めろ」「ばか野郎」などと声を上げた。警察官らは、腕をつかむなどして、X 1を移動させた（行為③）。

X 2は聴衆が集まるエリアから離れた場所にいたが、X 1と周囲の様子を見て加勢しなければならないと考え、「増税反対」「自民党反対です」などと大声を出した。警察官は、聴衆エリアに近づけないため、X 2をつかんで移動させた（行為④）。さらに、X 2は近くの店舗に入ったが、警察官はこれを店舗入り口まで追従し、身体に触れるなどした（行為⑤）。そして、X 2が店舗を出た後、警察官はさらに追従を続けた（行為⑥）。

2 判決の内容

X 1とX 2は、警察官の行為①～⑥が違憲・違法な行為だとして、北海道に対し国家賠償請求を請求する訴訟を提起した。この訴訟について、札幌地判令和4年3月25日判例タイムズ1504号130頁は、行為②以外を違法行為と認め、損害賠償請求を一部認容した。北海道側が控訴し、札幌高判令和5年6月22日TKC文献番号25595642は、次のように判断した。

まず、行為①は、X 1の大声に「周囲の聴衆からこれに反発する声が上がリ」、「左隣で街頭演説の状況を動画撮影していた聴衆の一人が」「動画撮影が妨害されたことに立腹して」、X 1の「左上腕付近を右手拳と右平手

で合計2回にわたりいずれも相応の力で押すという明らかな有形力の行使に及んだ」。また、X1は「制服警察官から大声を出さないように警告を受けたにもかかわらず、これを無視して大声での連呼をやめようとしなかった」。これらの事情から、X1が「聴衆から暴行等を受ける具体的かつ現実的な危険性が切迫し、単に警告を行うのでは不十分であって」、「即時の強制的な退避措置を講じなければ危害を避けられない状況にあった」と言える。よって、警察官の行為①は、危害防止のための避難等の措置(警職法4条)として適法だ。

次に、行為②は、「危害を加える危険性が切迫しており、直ちに実力によってこれを阻止しなければ当該危害が加えられてしまうものと判断したことは、社会通念に照らして客観的合理性を有するものと認めることができる」。よって、適法だ。

行為③は、「物を投げるなどの危害を加える危険性が切迫しており、直ちに実力によってこれを阻止しなければ当該危害が加えられてしまうものと判断したことは、社会通念に照らして客観的合理性を有する」。

このように、札幌高裁は、X1に対する行為①～③はすべて適法と判断した。

他方、X2に対する行為④～⑥については、行為④について「周囲の聴衆が騒然となり、緊迫した状態となったとは認められない」し、行為⑤⑥についても、X2が聴衆から暴力を受けたり、X2自身が候補者に危害を加えたりするなど犯罪を行うことが切迫していたとも言えないとして、違法と認め、損害賠償請求を認容した。

最高裁は、令和6年8月19日付の決定で札幌高裁判決を是認する調書決定をした。

3 事件と判決への誤解

この判決に対しては、誤解に基づく批判も多々見られる。

まず、この判決に対しては、候補者・演説者の安全を軽視しているという批判がある。2022年には安倍晋三元首相が応援演説中に銃撃され、2023年には岸田文雄首相の演説直前に爆発物が仕掛けられた。損害賠償を認めた地裁・高裁の判決は、こうした危険行為を助長してしまうのではないか、という批判だ。しかし、地裁も高裁も、X1が演説者や候補者に近づこうとした行為は危険なおそれのある行為と認定し、警察官の静止行為(行為②)を

適法としている。安全軽視という批判は適切ではない。

次に、X1らの行為は演説妨害の犯罪であり、警察に制止されるのは当然だという論評もある。しかし、犯罪になる演説妨害とは、候補者の演説を不可能にするレベルの行為だ(公職選挙法225条2号・大阪高判昭和29年11月29日高裁刑事裁判特報1巻11号502頁参照)。今回のX1らの行為がそのようなレベルではないのは明らかで、警察側ですら「犯罪だから現行犯逮捕した」などとは主張していない。

最後に、野次を飛ばす行為は取り締まるべきで、警察は当たり前のことをしただけだという指摘もある。しかし、警察側は、あくまでX1らを乱暴な聴衆から守るための措置であって、X1らの表現の自由を抑圧する意図はなかった、としている。警察に野次を抑圧する権限はないというのは、原告・被告共通の理解だ。警察官が当たり前のことをしただけとは、決して言えない。

4 表現の自由は無関係なのか?

野次を飛ばした聴衆を他の聴衆から守るために行動しただけで、表現の自由抑圧の意図はない。これが、警察側の主張したストーリーであり、裁判所も基本的にそれを認めた。しかし、〈X1らの表現の自由が抑圧されていない〉とは言い難い点には注意が必要だ。

警察官は、X1やX2に対し、野次を止めるように警告した。この警告は、警察官による表現行為への圧迫ではないのか。聴衆に「静かにしてください」とお願いするのは、演説者や演説主催者の役割のはずだ。公権力の役割ではない。

また、X1を暴漢から守る目的だというなら、X1に暴力を振るおうとしている人物を制止すべきではないか。なぜ、X1を押してよろけさせた(場合によっては暴行罪となる有形力を行使した)訴外Aではなく、言葉を発しただけのX1を移動させたのか。

警察官の一連の行為は、ある種の表現を抑圧する行為に見える。この点を直視しない判決には、疑問が残る。

きむら・そうた●1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、東京都立大学法学部教授。専攻は憲法学。国民の力で「憲法を活かす」をテーマに活動中。著書の『憲法の急所』(羽鳥書店)は「東大生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読の書」と話題に。『憲法という希望』(講談社現代新書、共著)ほか多数。

「自治労通信」の終刊にあたって

自治労 総合企画総務局長 八巻 由美



ものごとには始まりがあれば終わりがあります。自治労の歴史とともに発行を重ねてきた「自治労通信」は、これまで発行頻度を変え、紙での発行からデジタルでの発行に切り替えて発刊を続けてきましたが、本号をもって終刊といたします。

私の出身単組では、「自治労通信」は執行委員にのみ配布されていました。初めて手に取ったときは「これはどういう位置づけの冊子なんだろう？」と思ったことを今でも覚えていますが、よもやその終刊にあたっての言葉を記すことになるとは思いませんでした。

「自治労通信」は、前身の「週刊自治通信」として1954年2月22日に第1号が発行され、1969年の10月に「自治労通信」と名称と発行サイクルを変え、本号まで通巻818号（前身の「週刊自治通信」からは1752号）の発行を重ねてまいりました。

「自治労通信」は、創刊当初より「活動家」むけの読みものとして、その時宜にかなった運動課題の解説や、さまざまな活動の紹介を特集して取り上げ、単組活動の活性化に活用されてきました。ご愛読いただいていた方の中に、思い入れのある号や記事が一つでもあれば幸いです。

終刊に踏み切った経緯は、読みもの離れや費用面での課題といったネガティブな理由ばかりではありません。終刊に合わせて、「機関紙じちろう」が2025年1月号よりリニューアルし、月2回発行で白黒・2面・タブロイド判から、月1回発行でフルカラー・8面・A4判に生まれ変わります。

新たな「機関紙じちろう」では、これまで本誌に掲載してきた、木村草太さん（東京都立大学法学部教授）による「憲法をどう使うか?」、水無田気流さん（詩人／国学院大学経済学部教授）による「流体碩学」、自治労法律相談所の弁護士による「困ったときの法律相談」の3つの連載を、読みもの連載として継続してお届けしていきたいと考えています。

「自治労通信」の担ってきた想いを受け継ぎつつ、新たに生まれ変わる「機関紙じちろう」を通じて、自治労運動に資する情報発信や課題提起を継続して行ってまいりますので、これからもぜひ末永くご愛読ください。

紙面に対するご意見・ご要望につきましては、常時受け付けておりますので、お気軽にお声をお寄せください。

ご意見・ご要望は
こちら

